

# 人 愛 幸せを求めて ⑨

2003~2012  
国連識字の10年

すべての人々に教育を

## 高齢者の人権

### 住み慣れた地域で暮らし続けるために

平均寿命の伸びや少子化により、高齢化が急速に進行しています。三原市でも4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

またもう一方で、家族や介護サービス従事者など、まわりの人々が高齢者の人権尊重への理解と認識を深めることが大切です。

こうしたなか、介護負担やストレスから、高齢者に暴力をふるう、厄介者扱いする、財産を無断で使用する、日常の介護を放棄するなど、高齢者の人権を侵害するような出来事が全国的に起きています。

これらは、高齢者に身体的・精神的苦痛を与えるばかりでなく、人間としての尊厳を侵すものです。

このような問題に対して、今年11月には、虐待を早期発見して、被害者を迅速に保護することを目的とした、高齢者虐待防止法が成立し、来年4月から施行されることになりました。

市においても、相談・支援体制の整備や、介護者の負担を軽くするために、介護サービスの充実を進めています。

高齢者が、元気がどうかの目印を、地域ぐるみで決めて、家のまわりに表示したり、普段から意識的に声かけをしたりするなど、地域で温かく見守っていくためのいろいろな工夫も必要です。

誰もが、社会を構成する大切な一人として、いつまでも地域で、安心して暮らせる社会をめざしましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

## 人権週間記念講演会

～レンズを通してみた水保～

とき 8日(木)  
18時30分～20時30分  
ところ 大和人権文化センター  
講師 写真家 桑原史成さん  
定員 70人  
入場料 無料  
問い合わせ先 大和人権文化センター(☎0847③1308)

## 人権標語

(小学2年生の作品)

なくそうよ いじめやさべつ ぼくたちで



### 相談内容

2年前、告知や医師の診察なしで加入できる保険に加入しました。2か月前、手術のため入院したので、入院給付金の請求手続きをしたところ、初診が約3年前であることが、医師の診断書に記載されていたため、支払いを拒否されました。加入時に告知義務はなく、簡単に加入できると広告しておきながら、給付金が受け取れないのは納得できません。

### アドバイス

この生命保険は、無選択型といわれる保険で、通常の生命保険と違い、健康状態などに関する告知や、医師による診察なしで加入できます。ただし、誰でも加入できますが、誰でも給付金が受け取れるわけではありません。

無選択型の保険には、現在、終身保険と医療保険の2種類があり、次のような制約があ

生命保険加入時告知義務は  
なかつたはずなのに

るものがあります。  
終身保険には、一定期間内に疾病により死亡した場合、死亡保険金ではなく、既に払い込んだ保険料相当額が支払われるものがあります。医療保険については、一定期間内に疾病により入院・手術した場合、給付金が支払われないものがあります。また、契約前から発病していた病気などで、入院・手術した場合も、支払いの対象にならないことがあります。

加入を検討する際は、保障内容の制約について、資料などで十分に確認することが大切です。

### 消費生活相談室

とき 土・日曜日、祝日を  
除く 月～金曜日  
10時～16時  
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談  
2日(金) 14時～16時 本郷支所  
16日(金) 14時～16時  
久井保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課  
(☎08448⑦6072)  
(☎08448④4103)